

蒲郡市サーキュラーエコノミー推進事業

実証実験プロジェクト支援

【募集要領】

蒲郡市企画部企画政策課サーキュラーシティ推進室

実証実験プロジェクトの申請又は受給をされる皆様へ

本プロジェクトの経費については、本市の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、本市としましても不正行為に対しては厳正に対処しております。

したがって、本プロジェクトの申請をされる方や申請後に採択が決定し経費の受給をされる方におかれましては、以下の点につきまして十分認識された上でプロジェクトの申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

- 1.本プロジェクトの申請者が提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2.本市から資料の提出や修正の指示があった場合には速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、交付決定の取消などを行う場合があります。
- 3.プロジェクトの採択決定を通知する前に、着手(発注等を含む)した事業等については、経費の交付対象とはなりません。
- 4.プロジェクトは、実証実験プロジェクトであり既にサービス化された事業については、経費の交付対象とはなりません。
- 5.プロジェクトの経費で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を当該資産の財産処分制限期間内に処分(経費の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。)しようとするときは、事前に処分内容等について承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 6.偽りその他の不正な手段により、経費を不正に受給した疑いがある場合には、経費の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- 7.調査の結果、不正行為が認められたときは、当該経費に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済みの経費のうち取り消し対象となった額に加算金(年率 10.95%)を加えた額を返還していただきます。

(1) 目的

本市は、第五次蒲郡市総合計画において「豊かな自然 一人ひとりが輝き つながりあうまち～君が愛する蒲郡～」を将来都市像とし、蒲郡に関わる全ての人々がウェルビーイングを実感し、将来都市像を実現するよう、その実効性を高める手段として、ウェルビーイングの向上を目的とするサーキュラーエコノミーを「まちづくり」として推進する「サーキュラーシティ」の実現を目指しています。

本業務は、サーキュラーシティの取組みが社会実装していくよう、事業者が実施するサーキュラーエコノミーに関する取組みを支援するものです。

(2) 支援事業者

本プロジェクト経費の交付対象となる事業者(以下「支援事業者」といいます。)は、次の全ての要件に該当する者とします。

- 1.法令順守上の問題を抱えていないこと。
- 2.本事業に採択された場合、事務局請負事業者による伴走支援に承諾すること。伴走支援内容は、定期的な情報共有、実証実験の基本計画/実施計画へのアドバイス、必要に応じたパートナーの紹介、実証実験後のサーキュラーエコノミー事業に向けたアドバイス等となります。

(3) 支援事業

本プロジェクト経費の交付対象となる事業(以下「支援事業」といいます。)は、以下の全ての要件を満たす事業とします。

- 1.支援事業者が、新規に取り組む先進的な支援事業であること
- 2.サーキュラーシティ蒲郡のアクションプラン(<https://www.city.gamagori.lg.jp/circularcity/roadmap.html>)に則り、サーキュラーエコノミーに係る社会課題の解決による新事業創出を目指す支援事業であること
- 3.次のいずれかに該当する支援事業であること
 - a 市内事業者が実施する事業
 - b 市内事業者及び市外事業者が連携して実施する事業
 - c 市内で実施する事業
- 4.支援事業の完了後、概ね3年程度で市内を中心に事業化することを目指す事業であること。
- 5.令和6年2月末日までに、本支援事業の経費に係る実証実験の完了が可能なるものであること。
- 6.同一の事業内容で国等の他の補助金等を取得していないこと。
- 7.類似の事業内容で同一の申請者から複数の申請が行われていないこと。
- 8.支援事業の実施に際して、事業のほぼ全部を第三者に外注(委託)するものでないもの。
- 9.公序良俗に反する事業及び公的資金の用途として社会通念上不適切であると判断される事業でないもの。

(4) 支援事業における留意点

以下の留意点を順守いただきます。

- 1.支援事業として採択後、機密情報を除き、支援事業の情報(企業名、事業テーマ、経費額等)や進捗・結果の開示(取材/撮影/HP等への掲載等)へ協力いただきます。
- 2.成果報告会やセミナー等にて、登壇いただく可能性がございます。
- 3.実証実験プロジェクト終了後振り返りのアンケートにご回答いただきます。

(5) 事業対象経費

以下に該当する費用を事務局請負事業者から支払うものとします。(申請者は本事業以外の経費と明確に区分し、伝票、証拠書類等を保管・整理すること。なお、本事業に直接関係のない経費と判断された場合は支援対象外経費となります。不明点がある場合にはあらかじめ相談の上、適切な経費計上に努めること。)

- ・会議・調整の費用(会場費、構成員の交通費・謝金等)
- ・連携する事業者等への委託費(人件費等)
- ・機械器具等のリース・レンタル費用(モデル事業期間内に発生する経費のみ)
- ・その他事業の実施に必要と認められる経費

※事業終了後に財産となる支出の計上は不可とする。(備品購入費、施設整備費(モデル事業期間中にレンタルで設置するものは可とする。)、ウェブサイト等の無形財産の構築費用(事業期間中のウェブサイト使用料は可とする。))

※単価が5万円を超える物品の計上は不可とする。

※経費の算出過程において小数点以下の端数が生じる場合は、国の基準(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号))に準じ、原則切り捨てとする。

※本事業の採択以前に発生する経費及び事業終了後に納品される物の経費の計上は不可とする。

(6) 採択予定件数

5件程度を予定しております。

(7) 支援対象経費

1件あたりの上限額 2,000千円(税込)(総額 6,000千円)

※経費の交付(支払)は、実績報告書の提出後となりますので御注意ください。

※具体的な額については、本市及び事務局請負業者が検討し、事業計画の熟度・実現可能性や具体性に応じて減額される場合があります。(決定される事業費は、申請者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。)また、事業の一環で有償販売を実施する場合、当該売上を控除した経費を支援対象経費とします。

(8) 事業期間

交付決定日(令和5年10月上旬頃)から令和6年2月末日までです。

(9) 事業の成果報告

事業の成果を報告書としてとりまとめ、提出してください。報告書に記載する事項としては、事業の実施内容、得られた効果(達成した成果)、課題の整理及び今後の対応策・展望、決算報告書等を想定しますが、詳細は採択決定後に採択事業者へ通知します。また、事業期間中は、定期的に事業の進捗状況・予算執行状況を本市及び事務局請負事業者へ報告していただく場合があります。

(10) 申込受付期間

令和5年8月1日(火)から令和5年9月8日(金)17時まで【必着】

(11) 提出書類

以下の書類を提出してください。提出は、原則として代表事業者が全ての資料をまとめて提出してください。

※様式1-3は、蒲郡市のHP(<https://www.city.gamagori.lg.jp/site/circularcity/circular-trial.html>)からダウンロードして作成してください。

※財務諸表が3期分ない場合は、御相談ください。

- 1.提案書(様式1)
- 2.予算明細書(様式2)
- 3.会社案内
- 4.決算書(貸借対照表、損益計算書)(直近3期分)
- 5.暴力団排除に関する誓約書(様式3)
- 6.補足資料(ある場合のみ)

○申請にあたっての注意点

- ・3～5は、経費の交付を受けようとする事業者が複数の場合、全事業者分提出してください。ただし、連携体事業者等のうち経費を受領しない企業等や、外注先の事業者等は提出不要です。
- ・原本が紙媒体の書類については、全て電子データに変換してください。
- ・申請にあたっては、提出書類の不足や記載漏れなどがないよう、提出前に十分にご確認ください。
- ・必要に応じて、別途ヒアリングをさせていただく場合があります。
- ・提出書類は、本審査以外には使用しません。
- ・提出書類は、必要に応じて修正や再提出をお願いする場合があります。
- ・提出書等の提出について、書類の不足や記載内容等に形式上の不備がある場合には受理できませんのでご注意ください。
- ・不足、不備等があった場合で市が指定する期限までに対応なき場合、不採択となる場合がありますので、ご注意ください。
- ・提出書類等は、採択、不採択にかかわらず、原則、返却しません。

(12) 応募方法

受付期間内に、提出書類を以下の提出先へ原則電子メールで提出してください。

提出先:サーキュラーシティ蒲郡実証実験プロジェクト事務局

電話:052-951-3852

E-mail: circularcity_gamagori@shinto-tsushin.co.jp

電子メールの件名:

「(企業名)蒲郡市サーキュラーエコノミー推進事業実証実験プロジェクト支援申請」

(注1) 電子メールでの提出が困難な場合はサーキュラーシティ推進室またはサーキュラーシティ蒲郡実証実験プロジェクト事務局に事前相談の上、期限までに郵送又は持参してください。

(注2) 通信トラブルや添付ファイルの容量制限等でメールが受領できない場合も考えられますので、メール送信後、電話 052-951-3852 でその旨をご連絡くださいますようお願いいたします。

(注3) ファイルは約 10Mb までメールに添付できます。それ以上になる場合、分割して送付してください。

(13) 支援事業の選定方法

書面審査及び外部委員を含む委員で構成する審査委員会で、厳正に提案内容を審査した上で、選定します。

(14) 支援事業の選定基準

1.事業の有効性

- ・サーキュラーシティ蒲郡アクションプランに則っているものであるか。
- ・期待される効果が高いか。またその効果は事業費に対し、妥当なものであるか。(※環境面での効果/社会面での効果/経済面での効果を具体的にどのような効果を想定し、アプローチするのか)

2.事業の新規性、先進性

- ・これまでにない新規性・先進性のある取組みであるか。(※先進的な事業をより評価する。なお、ここでいう新規性・先進性とは本市において本格的な事業化がされていない取組みをいう。)

3.事業の具体性・実現可能性

- ・提案書の計画(スケジュール等)が適切であり、具体的に記載されているか。
- ・実証実験および実装の成果目標が適切であり、具体的に記載されているか。
- ・実証実験および実装の効果検証や課題整理の方法が具体的に記載されているか。効果検証(定量的・定性的な効果のいずれも)の方法は適切に設定されているか。
- ・実装実験の推進体制として、事業成果の取りまとめ、本市および事務局との連絡調整等に対応し得る体制が適切に整えられているか。
- ・関連団体等(事業者、市民団体等)との円滑な協力や連携が、適切かつ具体的に計画されているか。

4.事業としての波及性

- ・実証実験および実装に対する波及効果は大きいか。(※ここでの効果とは、実証実験終了後または実装フェーズにおいて、その取組みが波及されることを意味し、それに係る方々の人数やメディアでの取上げ数などを意味する)

5.事業としての継続性・発展性

- ・実証実験終了後も、引き続き実施されることが見込まれるものであるか。(※実証実験後の成果・課題を踏まえた事業継続の見込みがあるか。実施体制、事業費、計画が検討されているか。)
- ・実証実験後の事業として更なる発展や他の地域への展開が可能なものであるか。
- ・自主財源が一定程度確保されるなど、事業として自走していくことが見込める事業であるか。

(15) 支援事業の選定通知

採択事業者のみに10月上旬頃通知いたします。